## 熟成ソーセージ類の日本農林規格

定 平成7年12月20日農林水産省告示第2074号 制 改 正 平成10年7月22日農林水産省告示第1074号 改 正 平成16年7月14日農林水産省告示第1355号 正 平成21年7月13日農林水産省告示第 931号 改 改 正 平成26年8月14日農林水産省告示第1098号 改 正 平成28年2月24日農林水産省告示第 489号 正 令和元年6月27日農林水産省告示第 475号 改 認 令和元年8月19日農林水産省告示第 681号 確

(適用の範囲)

第1条 この規格は、熟成ソーセージ類に適用する。

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

) E 9 a.							
用 語	<u> </u>						
熟成	₹ 原料肉を一定期間塩漬することにより、原料肉中の色素を固定し、特有の風味						
	を十分醸成させることをいう。						
熟成ソーセー	-   次に掲げるものをいう。						
ジ類	1 豚又は牛の肉を熟成し、ひき肉したもの(以下単に「原料畜肉類」とい						
	う。)に、豚又は牛の脂肪層を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したも <i>の</i>						
	以下単に「原料脂肪層」という。)を加え又は加えないで、調味料及び香辛						
料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加							
	合わせたものをケーシング等に充塡した後、くん煙し、及び湯煮し、若しく						
	は蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの(原料						
	畜肉類の重量が豚及び牛の脂肪層の重量を超えるものに限る。)						
	2 1をブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したもの						
熟成ボロニア	熟成ソーセージ類のうち、牛腸を使用したもの又は製品の太さが36mm以上のも						
ソーセージ	の(豚腸を使用したもの及び羊腸を使用したものを除く。)をいう。						
熟成フランク	熟成ソーセージ類のうち、豚腸を使用したもの又は製品の太さが20mm以上36mm						
フルトソーセ	★満のもの(牛腸を使用したもの及び羊腸を使用したものを除く。)をいう。						
ージ							
熟成ウインナ	- 熟成ソーセージ類のうち、羊腸を使用したもの又は製品の太さが20mm未満のも						
ーソーセーシ	の(牛腸を使用したもの及び豚腸を使用したものを除く。)をいう。						
ケーシング	次に掲げるものを使用した皮又は包装をいう。						
	1 牛腸、豚腸、羊腸、胃又は食道						
	2 コラーゲンフィルム又はセルローズフィルム						
	3 気密性、耐熱性、耐水性、耐油性等の性質を有する合成フィルム						

(熟成ソーセージ類の生産の方法についての基準)

第3条 熟成ソーセージ類の生産の方法についての基準は、塩漬剤又は塩漬液を用いて原料肉を低温 (0℃以上10℃以下の温度をいう。)で3日間以上塩漬することとする。

(熟成ソーセージ類の規格)

第4条 熟成ボロニアソーセージ、熟成フランクフルトソーセージ及び熟成ウインナーソーセージの 規格は、前条に規定する生産の方法についての基準のほか、次のとおりとする。

		区	分		基	準
1	딤	딤	香	味	熟成特有の風味を有し、優良であること。	
			外	観	1 変形していないこと。	
,	質	位			2 密封が完全であること。	

4 ケーシングと内容物が遊離していないこと。 5 ケーシングの結さつ部に内容物が付着していないこと。	
5 ケーシングの結さつ部に内容物が付着していないこと。	
色 沢 色沢が優良であること。	
肉 質 等 肉質及び結着が優良で、気孔がないこと。	
水 分 65%以下であること。	
原 原 料 肉 豚肉及び牛肉以外のものを使用していないこと。	
原料肉以 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。	
材   外の原材   1   豚及び牛の脂肪層	
4 蜂蜜	
5 粉乳、牛乳、バター、チーズ、果汁、全卵及び卵黄	
6 香辛料	
7 糖アルコール	
添加物   1 国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規模	各委員会が定め
た食品添加物に関する一般規格 (CODEX STAN 192-1995, R	· ·
の規定に適合するものであって、かつ、その使用条件は	同規格3.3の規
定に適合していること。	
2 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されて	ているものであ
ること。	
3 1の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次の	りいずれかの方
法により伝達されるものであること。ただし、業務用の製	製品に使用する
場合にあっては、この限りでない。	
(1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法	
(2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきを	やすいものに表
示する方法	
(3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する	る方法
(4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求め	めに応じて当該
一般消費者に伝達する方法	
内容量表示重量に適合していること。	
表 示 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定に従うほど	い、名称の表示
は、次に規定する方法により行われていること。	
熟成ボロニアソーセージにあっては「熟成ボロニアソーヤ	マージ」と、熟
成フランクフルトソーセージにあっては「熟成フランクフ」	
」と、熟成ウインナーソーセージにあっては「熟成ウインフ	トーソーセージ
」と記載すること。ただし、原料畜肉類及び原料脂肪層とし	して豚肉及び豚
の脂肪層のみを使用した熟成ボロニアソーセージ、熟成フラ	ランクフルトソ
ーセージ又は熟成ウインナーソーセージにあっては、それる	ぞれ「熟成ポー
クソーセージ(ボロニア)」、「熟成ポークソーセージ(ス	フランクフルト
)」又は「熟成ポークソーセージ(ウインナー)」と、原料	斗畜肉類及び原
料脂肪層として牛肉及び牛の脂肪層のみを使用した熟成ボロ	コニアソーセー
ジ、熟成フランクフルトソーセージ又は熟成ウインナーソー	ーセージにあっ
ては、それぞれ「熟成ビーフソーセージ(ボロニア)」、	「熟成ビーフソ
ーセージ(フランクフルト)」又は「熟成ビーフソーセーミ	ジ(ウインナー
)」と記載することができる。	
)」と記載することができる。	

## (測定方法)

第5条 前条における水分の測定方法は、次のとおりとする。

1 試料の調製

試料を粉砕器等で均質化したものを試験試料とする。

## 2 測定

- (1) アルミニウム製ひょう量皿 (下径直径50mm以上、高さ25mm以上のもので蓋を持つもの。以下「ひょう量皿」という。) を用いる場合
  - ア あらかじめ135℃に設定した定温乾燥器 (135℃に設定した場合の温度調節精度が±2℃であるもの。以下「乾燥器」という。) に蓋を開けた状態のひょう量皿を入れ、乾燥器の表示温度で庫内温度が135℃であることを確認した後、1時間加熱する。乾燥器内でひょう量皿に蓋をし、デシケーター (日本産業規格R 3503(2007)(以下「JIS R 3503」という。) に規定するもので、乾燥剤としてシリカゲルを入れたもの。以下同じ。) に移し替え、室温になるまで放冷した後、直ちに重量を0.1mgの桁まで測定する。この操作を繰り返し、恒量を求める。
  - イ 試験試料約2gを恒量を求めたひょう量皿に量りとり、重量を0.1mgの桁まで測定する。
  - ウ 試験試料を入れたひょう量皿の蓋を開け、蓋とともにあらかじめ135℃に設定した乾燥器に入れ、乾燥器の表示温度で庫内温度が135℃であることを確認した後、2時間加熱する。
  - エ 乾燥器内でひょう量皿の蓋をし、デシケーターに移し替え、室温になるまで放冷した後、直ちに重量を0.1mgの桁まで測定する。
- (2) アルミニウム箔カップ (直径約15cmの円形に切り取ったアルミニウム箔をJIS R 3503に規定する100ml容ビーカーでカップ型に成形したもの又は下径直径50mm以上のもので、上部を折り曲げて密閉が可能な大きさのもの) を用いる場合
  - ア アルミニウム箔カップの重量を0.1mgの桁まで測定する。
  - イ 試験試料約2gをアルミニウム箔カップに量りとり、重量を0.1mgの桁まで測定する。
  - ウ あらかじめ135 $^{\circ}$ に設定した乾燥器に入れ、表示温度で庫内温度が135 $^{\circ}$ であることを確認した後、2時間加熱する。
  - エ 乾燥器内でアルミニウム箔カップの上部を折り曲げて密閉し、デシケーターに移し替え、室 温になるまで放冷した後、直ちに重量を0.1mgの桁まで測定する。
- 3 計算

水分 (%) =  $\{W_1 - (W_2 - W_0)\}$  /  $W_1 \times 100$ 

W<sub>0</sub>: 乾燥容器の重量(g)

W<sub>1</sub>: 乾燥前の試験試料の重量(g)

W2: 乾燥後の試験試料と乾燥容器の重量 (g)

最終改正の改正文(令和元年6月27日農林水産省告示第475号)抄令和元年7月1日から施行する。